

様式第2号（第5条関係）

令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付で申請のあった令和 年度県産農産物販売促進特別対策事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 交付決定金額 金 円
- 2 交付方法 精算払又は概算払とする。
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業者は、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）、県産農産物販売促進特別対策事業実施要領（以下「要領」という。）、県産農産物販売促進特別対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるところに従わなければならない。
 - (2) 補助事業者は、要綱別表1に掲げる事業に要する経費の重要な変更該当する変更を行う場合は、知事の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
 - (5) (1) 又は知事の付した条件に違反した場合には、補助金の全部又は一部を返還させることがある。
 - (6) 補助事業者は、事業報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額があり、かつ、その総額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
 - (7) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金にかかる

消費税等があることが確定した場合には、要綱第9条に定める様式により、その金額の総額等を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を埼玉県に返還しなければならない。

(8) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を記載し、他の経理と区分した帳簿等を備え、かつ、当該収入支出等についての証拠書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。

(9) 補助事業者は、要綱参考資料1に関して根拠となる伝票など関係書類を備え、当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備しなければならない。

また、要綱参考資料2に関して企業・団体に対し根拠となる伝票など関係書類を当該事業完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間整備することを求め、承諾を得なければならない。

(10) 知事は必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、調査若しくは検査に立ち入らせ、帳簿書類その他の物件等を調査させ、若しくは関係者に質問させることがある。